

空き家の利用を希望する方(買い手・借い手)の利用手順

	事項	内容
1	利用登録の申込み	<p>那珂市空き家バンクの利用を希望する方は、次の書類に必要事項を記入の上、建築課へ提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那珂市空き家バンク利用登録申込書(様式第12号) ・誓約書(様式第13号) <p>※ その他必要な書類については建築課にお問い合わせください。</p>
2	市HPの閲覧 問合せ	<p>気になる物件がありましたら、建築課までお問い合わせください。</p>
3	物件交渉の申込み	<p>登録物件の交渉を希望する方は、次の書類に必要事項を記入の上、建築課へ提出してください。</p> <p>【必要書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那珂市空き家バンク物件交渉申込書(様式第21号)
4	物件交渉	<p>物件交渉の申込み後に、媒介業者と契約交渉をすることになります。</p> <p>※ 媒介業者の媒介には、宅地建物取引業法の規定による媒介手数料が発生します。</p> <p>※ 市は、媒介及び契約に関するトラブル等については、一切関与しません。</p>

2019年4月より

那珂市空き家バンク

【問合せ及び申込み】

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

那珂市 建設部 建築課

TEL 029-298-1111(内線342)

FAX 029-298-0112

kenchiku@city.naka.lg.jp

